

1 計画（改定）の基本的事項

■計画の背景

《世界の動き》

世界の平均気温の上昇、森林火災・洪水等による被害の深刻化、生物多様性の絶滅速度の加速化、プラスチック製品や有害化学物質による環境汚染の深刻化

《国内の動き》

第六次環境基本計画、地球温暖化対策計画

《東京都の動き》

東京都環境基本計画、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

■計画の目的

計画の目的は「清瀬市環境基本条例」で示されている基本理念の実現とする。

■計画の主体

計画の主体は「清瀬市環境基本条例」に基づき市・市民・事業者とする。

■計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

■計画の対象範囲

- ・気候変動（気候変動対策 等）
- ・廃棄物・資源循環（資源循環 等）
- ・自然共生（緑地、河川、生物多様性 等）
- ・安全・安心・快適（大気、水質、土壌 等）
- ・人づくり・協働（環境教育、環境学習 等）

■計画の構成

- | | |
|-----|------------------|
| 第1章 | 計画（改定）の基本的事項 |
| 第2章 | 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題 |
| 第3章 | 気候変動適応計画 |
| 第4章 | 目指すべき環境未来像と目標・施策 |
| 第5章 | 計画の推進方策 |

2 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題

■環境の現状

《気候変動》

- ・区域の温室効果ガス排出量は減少傾向だが、継続的な削減が必要。
- ・10kW 未満の太陽光発電の導入が進んでいる。 等

《廃棄物・資源循環》

- ・令和3年度以降、ごみの収集量は減少している。
- ・多摩地域30市町村の中で11番目に資源化率が高い。 等

《自然共生》

- ・市内では地域特性ごとの特徴的な生態系が形成されている。
- ・市内には主要河川として柳瀬川、空堀川が流れ、崖線の緑地など豊かな緑が見られる。 等

《安全・安心・快適》

- ・市内では河川水質、大気、騒音、振動、について調査が行われており、概ね良好な状態を維持している。 等

《人づくり・協働》

- ・市内の自然環境等を開いた環境イベントや周辺自治体と連携した環境学習会を実施している。
- ・市民や市民団体と協働で雑木林や河川等の維持活動を実施している。 等

■環境における課題

《気候変動》

- ・温室効果ガス排出量を大幅に削減することが必要です。また、気候変動への適応策を進める必要があります。

《廃棄物・資源循環》

- ・今後も市民の協力のもと継続的にごみの排出抑制に努める必要があります。また、さらなる分別の徹底を通じて資源の有効利用を進める必要があります。

《自然共生》

- ・本市の豊かな緑を適切に管理や保全する必要があります。また、水辺環境の利用者へのマナー向上の働きかけが必要です。一部地域では浸水被害対策が必要です。

《安全・安心・快適》

- ・今後も大気、水質、静けさなどの良好な環境の維持に努める必要があります。また、今後も継続的に化学物質の監視を行い、安全な環境の維持に努める必要があります。

《人づくり・協働》

- ・本市を取り巻く環境を活用した活動を通じて市民の行動変容につなげる必要があります。

3 気候変動適応計画

■計画の位置付け

気候変動適応法第12条に基づく、清瀬市の地域気候変動適応計画として位置付けます。

■計画の期間

本計画の目標年次は、環境基本計画と同じく、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

■本市における気候変動の現状

- ・年平均気温は100年あたり約4.1℃の割合で上昇しています。
- ・真夏日、猛暑日の年間日数については、年によって変動がありますが、増加傾向にあります。
- ・降水について、年間降水量及び年間無降水日数は有意な増加が見られませんが、日あたり100mm以上の降雨日数は増加傾向にあります。

■本市において想定される気候変動の影響

《自然災害》

洪水・内水氾濫の発生

《水資源・水環境》

水資源、水環境への影響

《健康》

暑熱・感染症等によるリスクの増加

《自然環境》

陸域生態系、淡水生態系への影響、分布・個体群の変動

《農林水産業》

園芸作物、農業生産基盤への影響、病害虫による影響

■具体的な施策

目指すべき環境未来像と目標・施策における基本方針「1 気候変動」に整理（裏面参照）

4 目指すべき環境未来像と目標・施策

■計画の体系

環境 未来像	自然と人が共存し、 地域の資源を未来へつなぐまち清瀬	基本方針	基本施策	施策
		1 気候変動	省エネルギーの推進	省エネ行動の推進、建築物の省エネルギー化の推進
			再生可能エネルギーの普及促進	再生可能エネルギーの活用、再生可能エネルギー機器の導入促進
			脱炭素まちづくり	移動手段の脱炭素化の推進、次世代エネルギーによる脱炭素化
			災害レジリエンスの強化	浸水対策の推進、防災性の向上促進
			健康を守る対策	暑さ対策の推進、感染症対策の推進
		2 廃棄物・資源循環	廃棄物の発生抑制と減量化	リデュース・リユースの推進、食品ロス対策の推進
			リサイクル・リニューアブルの推進	リサイクルの推進、リニューアブルの推進
			廃棄物適正処理対策	廃棄物適正処理対策
		3 自然共生	自然環境の保全・活用	水辺の保全・活用、緑の保全・活用
			生物多様性の保全・活用	生物多様性の普及、生物多様性の保全
			農地の効果的利用	農との共生
		4 安全・安心・快適	公害防止対策	安全・安心な環境づくり、水環境の保全、大気質の保全、騒音・振動等の抑制
			化学物質による汚染防止対策	化学物質対策
			美しいまちの創造	地域資源をいかした美しいまちづくり、協働による美しいまちづくり
			道路・交通対策	環境に配慮した道路整備、公共交通の利便性向上、自転車利用環境の整備、歩行者に配慮した環境の整備
		5 人づくり・協働	環境教育・環境学習の推進	環境学習の場づくり、環境教育の推進、環境学習の推進、ボランティア活動の推進
			協働による取組の推進	多様な主体との連携

■本市が目指すべき環境未来像

武蔵野の風情を象徴する雑木林や、屋敷林、市内を流れる清らかな河川、そして農地は、私たちの大切な地域資源です。一方で、近年深刻化している気候変動は、これらの資源に影響を及ぼすことが懸念され、将来世代にわたる重要な課題となっています。この課題解決に向け、2050年までにゼロカーボンを実現します。また、循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた、更なる廃棄物の発生抑制、再資源化の取組も重要です。

このため、こどもから大人まで、全ての市民・事業者が環境を保全するための行動変容に取り組み、地域の環境保全活動に積極的参加することで、自然環境をはじめとした本市の資源を未来につなぐとともに、持続可能な社会を実現します。

このような考えを踏まえ、本計画の目指すべき環境未来像は次のとおりとします。

自然と人が共存し、
地域の資源を未来へつなぐまち 清瀬

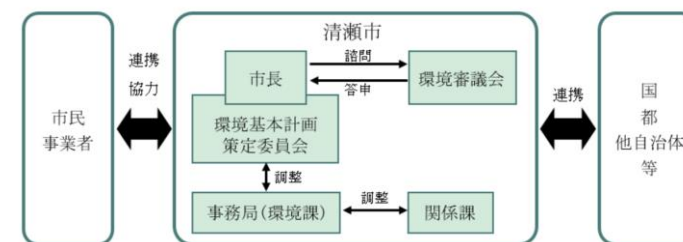
2050年において、本市は市の環境を象徴する雑木林や屋敷林、農地、良好な水質が保たれた河川などの豊かな自然環境に代表される地域資源が市民や市民団体との協力のもと維持されており、これらの自然環境に依存する多くの生き物の姿を見ることができます。

豊かな自然環境と調和した暮らしの中で、地域資源を守り育てながら次世代へとつなぎ、サーキュラーエコノミー、ゼロカーボンを実現しながら、人と自然が共に支え合う持続可能な社会が実現されています。

5 計画の推進方策

■推進体制

本計画の推進にあたっては、清瀬市環境審議会をはじめ、清瀬市環境基本計画策定委員会、各担当課及び事務局（環境課）が、相互に連携を図りながらそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。



■進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを繰り返すことにより、取組の実効性を確保します。

